

＜ガイドライン策定の趣旨＞

- 部活動は学校教育の一環として、教育課程内の活動との関連を図る中で教育的効果が発揮されるべき。
- 文化部活動は分野や活動目的、ニーズ、指導者や顧問の関わり方が極めて多様であり、生徒の自主的・自発的な参加となるよう実施形態の工夫やバランスのとれた生活や成長に配慮が必要。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- 都道府県は「文化部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る文化部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定。
- 文化部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成し、校長に提出。
- 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、持続可能な活動や適切な指導・運営体制ができるよう適正な数の文化部を設置すること。
- 校長は、活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
- 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。文化部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び文化部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底。
- 関係団体等は、文化部活動での合理的で効率的・効果的な活動のための指導手引を作成・公開。
- 文化部顧問は、指導手引を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3 適切な休養日等の設定

- 学期中は週当たり2日以上の休養日(平日1日、土日1日以上)
- 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。
- 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- 校長は、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる文化部を設置。
- 地方公共団体は、生徒の活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。

(2) 地域との連携等

- 地方公共団体等は、学校や地域の実態に応じ、関係団体や保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域の環境を整備。社会教育活動への学校施設開放を推進。
- 関係団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域の環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及び指導者の質の向上に関する取組に協力。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 大会等の主催者は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。
- 都道府県中学校文化連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握し、大会数の上限の目安等を策定
- 都道府県中学校文化連盟及び校長は、各部が参加する大会等を精査。

＜終わりに＞

- 地方公共団体は、長期的に、学校単位の部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要。
- 学校外の活動への参加によって、地域文化や伝統の継承、文化の創造を担う人材育成に資する。
- 国、地方公共団体は、子供達が芸術文化等に親しむ機会が確保されるよう課題に着実に取り組む。